

テスト会社 テスト顧客名様

いつもお世話になっております。

本日のメルマガでは、厚生労働省から発表された2026年度（令和8年度）の主要な助成金見直し案の概要とポイントをご紹介します。

1. 注目コースの改正・新設内容

今回の改正では「賃上げ」や「情報公表」を行う企業への優遇が一段と強化されています。

助成金名 / コース	主な改正・新設内容	助成額・率 (中小企業)
キャリアアップ助成金 (正社員化)	【新設】 正社員転換実績等の情報公表加算	1事業所あたり 20万円
人材開発支援助成金 (リスクリング)	【拡充】 訓練修了後の機器・設備導入費用も助成	購入費用の1/2 (最大150万円)
人材確保等支援助成金 (雇用管理制度)	【拡充】 7%以上の賃上げで 機器導入助成率をアップ	助成率 1/2 → 3/4
育休中等業務代替支援	【拡充】 新規雇用の区分新設。 1年以上の代替を評価	新規雇用(1年以上)で 81万円

2. 人材育成～中高年リスクリングの強化～

中高年労働者の職業訓練機会を確保するため、新たなメニューが登場します。

- ・【新設】 **中高年齢者実習型訓練**：45歳以上の労働者に対し、OJTとOff-JTを組み合わせた2か月以上の訓練を実施した場合に助成されます。
- ・ **助成内容**：経費助成（60%）や賃金助成（1時間あたり800円）に加え、賃上げ要件を満たせばさらに加算されます。

3. 両立支援～育休・介護の体制整備～

「周りの同僚」への支援や、介護休暇の取得環境への助成が手厚くなります。

- ・【見直し】 **育休中等業務代替支援**：業務代替手当の助成対象期間を最大2年（現行1年）に延長します。
- ・【見直し】 **介護離職防止支援**：有給の介護休暇制度を導入・利用させた場合、1回限り30万円（年10日以上制度なら50万円）を支給する類型が独立します。

4. 採用・雇用維持～中途採用と出向支援～

- ・ **早期再就職支援等（中途採用拡大）**：1事業所単位から1人あたりの支給（20万円）へ変更。中途採用者全員の5%賃上げが必須となります。
- ・ **産業雇用安定（スキルアップ支援）**：「出向先（受け入れ企業）」に対しても、負担した賃金の一部を助成するようになります。

各種助成金のご相談、または自社は申請要件を満たしているかなど、気になることがございましたらお気軽にご相談ください。

参考：厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin_shoureikin/index.html

※こちらは2026年3月時点で施行予定の情報です。



MiG運営事務局（情報配信施策担当）
〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿
ウノサワ東急ビル3F
電話番号 03-5420-2711
FAX番号 03-5420-2800

山田太郎

メルマガの解除